

人権相談窓口担当者に対する研修等の実施状況

法務省人権擁護局

人権相談窓口担当者(法務局職員及び人権擁護委員)に対しては、その担当となる際に、DV等女性の人権問題を含む人権相談における留意事項を周知しているほか、次のような研修を行っている。

対象者	研修内容・目的	研修の日数・時間数	受講する際の職位等	研修員数	備考
法務局職員	研修名:法務局・地方法務局職員専門科(人権)研修 ・研修カリキュラムに「DV防止法」を設け、DV防止法の解説等を行っている。	24日間(104時間) (DV関係:2時間)	法務局・地方法務局の人権擁護課長及びこれに準ずる者	60名程度	本省において年1回実施
人権擁護委員	研修名:人権擁護委員男女共同参画問題研修 ・講演等にDV法関係の内容を盛り込んでいる。	2日間 (10時間)	各管区法務局長が選考した人権擁護委員	400名程度	各管区法務局(8局)において、年1回実施

※上記のほか、人権擁護委員の初任者に対する研修において、人権相談全般の留意点を取り上げており、また、各地の人権擁護委員の組織体において、適時、女性の人権問題に詳しい専門家を招いて、その講演を聴く場を設けている。